

# 農産物検査を要件とする 食品表示制度の見直しについて

令和2年10月

消費者庁食品表示企画課

# 玄米及び精米に関する表示の改正について

規制改革実施計画を踏まえ、①農産物検査による証明を受けていない場合であっても産地、品種及び産年の表示を可能とし、②一方で、根拠が不確かな表示がなされた米の流通を排除し、消費者の信頼を損ねるようなことがないようにするため、産地、品種、産年の根拠を示す資料の保管を義務付け、③表示事項の根拠の確認方法の表示を可能とするとともに、④生産者名等、消費者が食品を選択する上で適切な情報は、枠内への表示を可能とするため、食品表示基準の改正を行う。

## 【現行の玄米及び精米の食品表示と見直し案の表示例】

現 行

見直し案

表示の根拠を示す  
資料の保管の義務付け

<農産物検査による証明があるもの>

名 称	精 米		
原料玄米	産 地	品 種	産 年
	単一原料米 新潟県	コシヒカリ	2019年
内容量	〇kg		

名 称	精 米		
原料玄米	産 地	品 種	産 年
	単一原料米 新潟県 農産物検査証明による	コシヒカリ	2019年
内容量	〇kg		

農産物検査による証明を受けた原料玄米を使用していることの記録

(例) 農産物検査の証明書 など

<農産物検査による証明がないもの>

名 称	精 米			
原料玄米	産 地	品 種	産 年	使用割合
	未検査米 国内産			
内容量	〇kg			

名 称	精 米		
原料玄米	産 地	品 種	産 年
	単一原料米 新潟県 〇〇ライス(生産者名)確認による	コシヒカリ	2019年
内容量	〇kg		

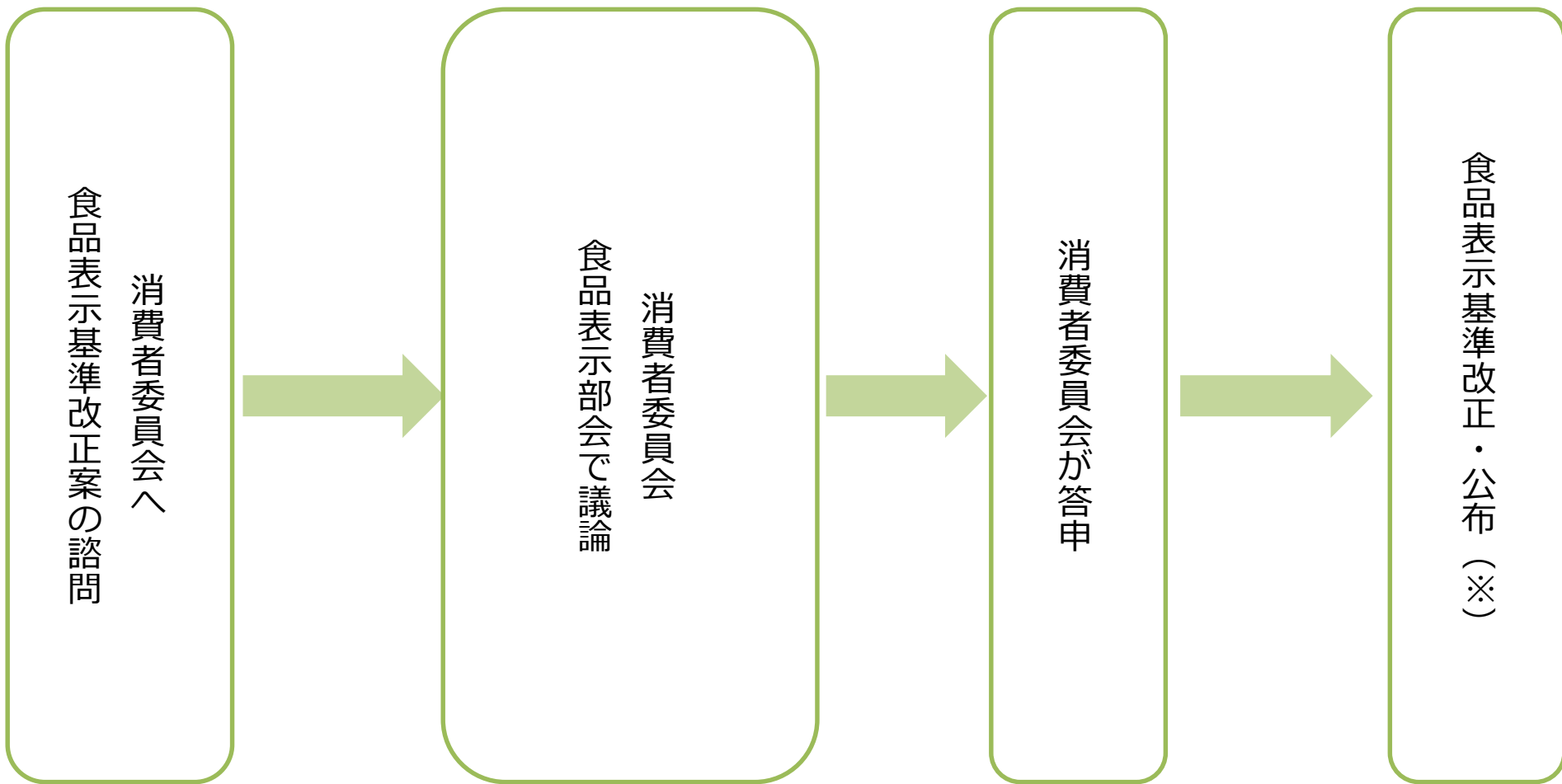
使用している原料玄米の産地、品種、産年を証明する資料

(例) 伝票(米トレサ法に基づく取引等の記録)  
種子購入記録、  
栽培記録(品種、産年) など

# 今後のスケジュール

<令和2年10月>

<令和2年度末まで>



改正条文案パブコメ

(※) 施行は  
令和3年7月1日を予定

## 規制改革実施計画 (令和2年7月17日閣議決定) (抜粋)

### (7) 農産物検査規格の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し	<p>農業者に農産物検査法に基づく検査以外の選択肢を可能にするため、下記の事項について、卸取引を含む取引につき、農産物検査によるものに加えて、その他の品質確認による場合も可能とする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 産地、品種、産年などの食品表示 食品表示基準上、検査米、未検査米双方を対象に表示義務のある産地に加え、品種、産年、生産者、検査・品質確認を行った者などの一定の事実情報の任意表示を可能とする(例:品質確認 JA〇〇(登録検査機関名)、品質確認 〇〇ライス(農業者名))。農産物検査済みのものについては、「農産物検査証明による」旨の表示ができるようにするとともに、農産物検査を受検しない場合についてその旨の表示を義務付けることはしない。 また、根拠が不確かな表示がなされた米が流通することを排除し、消費者の信頼を損ねるようなことがないようにするため、検査や取引に関する記録の保存方法など必要な措置は食品表示基準等やその運用で担保する。 以上のことを、消費者委員会の意見も踏まえ、結論を得る。</p>	令和2年度措置	a: (略) b: 消費者庁 農林水産省